

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 2 月 4 日まで

私は、昭和 41 年 12 月 21 日から平成 13 年 7 月 30 日まで、継続してA社のB支所に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、継続してA社のB支所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 54 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、55 年 2 月 4 日に厚生年金保険の事業所として再び新規適用されるまで、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立期間のうち、昭和 54 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日まで、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、申立人が提出した雇用保険受給資格者証を見ると、申立人は、昭和 54 年 8 月 20 日に、公共職業安定所において、求職手続を行っていることが確認できる上、A社の被保険者原票を見ると、申立人の健康保険証は、54 年 8 月 10 日に返納されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は、同社に勤務していないこととされ、かつ厚生年金保険に未加入であることも認識していたものと考えるのが自然である。

加えて、当時の同僚は、「当時の事務担当者から、会社が解散したようにした期間があり、その期間は皆、厚生年金保険に加入させていなかったとの話を聞いた。」旨を供述している上、オンライン記録によると、当該事務担当者は、申立期間のうち、昭和 54 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで、厚生

年金保険の第4種被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 16 年 4 月から 20 年 9 月 30 日まで A 社に勤務し、19 年 10 月 1 日からは女性も厚生年金保険に加入できるようになったにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する当時の事業主等の氏名が、同僚が供述する事業主等の氏名と一致することから、申立人は申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同事業所での勤務期間を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、A 社の厚生年金保険の適用事業所としての新規適用年月日は、昭和 28 年 11 月 1 日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険法上、疾病の治療、助産その他医療の事業で、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所が適用事業所となったのは、28 年 9 月 1 日である。

さらに、昭和 21 年 8 月から A 社に勤務していたとする事務担当者は、「申立期間当時、医療の事業は、厚生年金保険の適用除外業種であったため、A 社は、同業種が強制適用へと変更された後の昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった。また、この時に事務職及び医療職も一括して厚生年金保険に加入させた。」旨を供述しており、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた同僚の中には、28 年 11 月 1 日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間当時は厚生年金保険に未加入である者が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和50年5月1日から同年6月1日まで  
③ 昭和53年3月1日から同年6月1日まで

私は、自らが保管していた履歴書によると、昭和43年4月1日からA社に、50年5月1日からB社に、53年3月1日からC社に、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、当時の複数の同僚の供述からは、申立人がA社に入社した日を特定することはできず、申立期間①における申立人の勤務実態等は確認できない。

また、当時の同僚からは、「当時、A社では、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」旨の供述が得られたところ、雇用保険の加入記録及びオンライン記録によると、申立人は、A社において、雇用保険及び厚生年金保険とも昭和43年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

### 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和50年5月16日からB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、「当時は、雇用保険には入社後すぐに加入させていたが、厚生年金保険には、入社した翌月から加入させていた。」旨を供述し

ており、このことは、オンライン記録により、同社で厚生年金保険に加入している同僚の多くは、「1日」付けで被保険者資格を取得していることが確認できる上、当時の複数の同僚からも、同社では入社翌月から厚生年金保険に加入した旨の供述が得られたことから裏付けられる。

- 3 申立期間③について、当時の複数の同僚の供述からは、申立人がC社に入社した日を特定することはできず、申立期間③における申立人の勤務実態等は確認できない。

また、当時の同僚からは、「当時、C社では、入社から3か月位は試用期間があった。入社後すぐには厚生年金保険に加入させてくれなかった。」旨の供述が得られたところ、雇用保険の加入記録及びオンライン記録によると、申立人は、C社において、雇用保険及び厚生年金保険とも、昭和53年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③について国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料控除の有無等について、同僚等からの供述は得られない上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 10 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 10 日からA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、昭和 41 年 4 月 21 日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる同僚の氏名を記憶していること及び当時の複数の同僚等の供述から、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の同僚は、「A社では、社則により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 2 月以降に入社した社員には、入社後 3 か月から 6 か月の見習期間を設け、当該期間は、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除されていなかった。」旨を供述している。

また、オンライン記録によると、昭和 41 年 5 月ごろにA社に入社したと申立人が記憶する同僚の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同年 8 月 1 日とされていることが確認できる上、他の複数の同僚も、入社から 4 か月から 5 か月後に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、入社してから約 5 か月後の見習期間を経た後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと考えても不自然ではない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。